

## 受付相談窓口一覧

市町村	住所	電話番号
鳥取市社会福祉協議会	鳥取市富安2丁目104-2 さざんか会館内	0857-24-3180
国府町総合福祉センター	鳥取市国府町糸谷15-1	0857-22-1880
福部町総合福祉センター	鳥取市福部町海士1013-1	0857-75-2337
河原町総合福祉センター	鳥取市河原町渡一木277-1	0858-76-3125
用瀬町総合福祉センター	鳥取市用瀬町別府96-2	0858-87-2302
佐治町総合福祉センター	鳥取市佐治町加瀬木2171-2	0858-89-1022
気高町総合福祉センター	鳥取市気高町浜村8-8	0857-82-2727
鹿野町総合福祉センター	鳥取市鹿野町今市651-1	0857-84-3113
青谷町総合福祉センター	鳥取市青谷町露谷53-5	0857-85-0220
岩美町社会福祉協議会	岩美郡岩美町浦富645	0857-72-2500
八頭町社会福祉協議会 相談支援センターほっと	八頭郡八頭町宮谷254-1 郡家老人福祉センター内	0858-71-0100
若桜町社会福祉協議会	八頭郡若桜町若桜1247-1 地域福祉センター内	0858-82-0254
智頭町社会福祉協議会	八頭郡智頭町智頭1875 保健・医療・福祉総合センター内	0858-75-2326
倉吉市社会福祉協議会 あんしん相談支援センター	倉吉市福吉町1400 倉吉福祉センター内	0858-24-6265
湯梨浜町社会福祉協議会	東伯郡湯梨浜町泊1085-1 保健福祉センター内	0858-34-6002
暮らしサポートセンターゆりはま	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬584	0858-35-2351
三朝町社会福祉協議会	東伯郡三朝町横手50-4 福祉センター内	0858-43-3388
北栄町社会福祉協議会	東伯郡北栄町瀬戸36-2 社会福祉センター内	0858-37-4522
琴浦町社会福祉協議会	東伯郡琴浦町浦安123-1 琴浦町複合交流施設	0858-52-3600
米子市社会福祉協議会 よなご暮らしサポートセンター	米子市錦町1丁目139-3 福祉保健総合センター内	0859-35-3570
境港市社会福祉協議会	境港市竹内町40	0859-45-6116
南部町社会福祉協議会	西伯郡南部町法勝寺331-1 総合福祉センター内	0859-66-2900
会見支所	西伯郡南部町浅井938	0859-64-3515
伯耆町社会福祉協議会	西伯郡伯耆町大殿1010 保健福祉センター内	0859-68-4635
日吉津村社会福祉協議会	西伯郡日吉津村日吉津973-9 社会福祉センター内	0859-27-5351
大山町社会福祉協議会	大山支所 西伯郡大山町末長503 保健福祉センターだいせん内	0859-39-5018
中山支所	西伯郡大山町赤坂764	0858-49-3000
名和支所	西伯郡大山町御来屋467	0859-54-2200
日南町社会福祉協議会	日野郡日南町生山397-1 子育て支援センター内	0859-82-6038
日野町社会福祉協議会	日野郡日野町黒坂1560-1	0859-74-0338
江府町社会福祉協議会	日野郡江府町江尾2069 地域支え愛センター内	0859-75-2942

あなたの町の民生委員、または市町村社会福祉協議会へ  
**社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 地域福祉部 生活福祉資金室**

〒689-0201 鳥取県鳥取市伏野1729-5 TEL 0857-59-6333(直通、平日9:00-17:00)

## 福祉費・教育支援資金のご案内

生活福祉資金貸付制度は、所得の少ない世帯や障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定や経済的自立を図ることを目的とする第一種社会福祉事業です。

「福祉費」は、具体的な利用目的がある場合に、該当する資金の貸付を行う制度です。原則として、未払い・未契約の費用が貸付対象です。

「教育支援資金」は、高校・短大・大学等への進学・就学に必要な資金の貸付を行う制度です。進学や修学の継続を支援し、世帯の将来的な自立につなげることを目的としています。

## 貸付対象、貸付条件等

- **貸付対象** 低所得世帯 … 前年度所得の1/12が生活保護費の2倍額未満の世帯  
 高齢者世帯 … 65歳以上の方が属する世帯で、前年度所得の1/12が生活保護費の3倍額未満の世帯 ※  
 障がい者世帯 … 障がい者の方が属する世帯で、前年度所得の1/12が生活保護費の3倍額未満の世帯 ※
- **貸付利率** ※該当する高齢者、障がい者の方が関わる貸付のみ対象となります。  
 連帯保証人を立てる場合 … 無利子  
 連帯保証人を立てられない場合 … 年利1.5%  
 ※教育支援資金、福祉費・技能習得経費で進学に係る経費を借受ける場合は無利子世帯内で連帯借受人が必要です。進学・就学する方自身が借受人となり、世帯主(生計中心者)が連帯借受人となっていただきます。
- **延滞利率** 最終償還期限経過後、残元金に対し年利3.0%
- **連帯保証人** 原則1名必要(原則完済時年齢75歳未満の方)  
 ※事情により連帯保証人を立てられない場合も申請可能
- **据置期間** 6カ月以内

※貸付額・償還期間は貸付内容により異なります。次ページの一覧を参照ください。

## 下記の世帯はご利用いただけません

- 現在、生活福祉資金を借受中で、滞納がある世帯(他県での借り入れを含む)
- 過去に生活福祉資金を借受し、免除を受けたことがある世帯(他県での借り入れを含む、ただし新型コロナ特例貸付を除く)
- 債務整理の予定がある、又は債務整理中の世帯
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員である者が属する世帯
- 過去に社会福祉協議会(市町村社会福祉協議会を含む)・行政機関等が実施する事業等の相談過程において、著しく不誠実な対応があったと認められる世帯

## &lt;世帯単位の貸付&gt;

生活福祉資金制度は、世帯を対象とした貸付制度です。個人貸付ではありません。本制度を利用することについて、世帯員の皆様にご了解いただく必要があります。

- 本制度では、生計を同一にしている全員を一つの「世帯」としています。(住民票上の世帯とは異なります。)
- 電気・ガス・水道のメーターが別である二世帯住宅で生活している場合等、明確に生計が分かれている場合を除き、同じ住居で生活をしている方は同一世帯とみなします。
- ※なお、住民票の現住所地と実際生活している居住地が一致していることを原則とします。特別な事情があつて一致していない場合はご相談ください。

## 資金の種類と貸付上限額等一覧表

資金の種類	内容	貸付上限 (目安)	償還期間上限 (目安)	
福祉資金・福祉費	生業を営むために必要な経費	・店舗や機材の修繕・買替など、個人で事業を営む上で必要な経費です。 ※運転資金は対象外 ※有限会社・株式会社等、法人格を有する場合は対象外	460万円	20年
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	・就職や、現在の仕事を続けていくうえで必要な資格等を取得する（及び取得期間中の生活費）ための経費です。 ・原則として、取得しようとしている資格が採用条件等において必須の場合に貸付対象となります。	技能を習得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年以内 580万円	8年
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	・住宅の修繕・改修等の場合、住宅所有名義が本人のみ、または同居家族との共同名義である場合に対象となります。 ※他の住宅ローン等との併用不可	250万円	7年
	福祉用具等の購入に必要な経費	・障がい者または高齢者の日常生活の便宜を図るための福祉用具を購入するための費用です。	170万円	8年
	障害者用自動車の購入に必要な経費	・障がいのある方が使用する自動車の購入経費です。福祉車両や改造を伴わない普通車の購入であっても対象となります。 ・同居家族の方が当該障がい者の日常生活の便宜を図るため運転する場合、主たる使用目的・頻度等を踏まえ、必要性が認められる場合に対象となります。	250万円	8年
	中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費		513.6万円	10年
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	・一定期間内での完治・寛解が見込まれる負傷・疾病であって、その治療に係る医療費や、療養による休業等で減収となる場合の生活費不足分などが対象となります。 ・医療費については健康保険適用後の自己負担分が対象となります。 ・健康保険適用外の医療費については対象なりません。	療養期間が1年を超えないとき 170万円  1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なとき 230万円	5年
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	・一定期間内介護サービス等を利用する場合の、介護保険適用後の利用料自己負担分が対象となります。	介護サービスを受ける期間が1年を超えないとき 170万円  1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なとき 230万円	5年
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	・行政の発行する罹災証明が必要です。 ※被災した住宅の修繕については「住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費」の対象となります。	150万円	7年
	その他日常生活上一時的に必要な経費	・冠婚葬祭・転居・給排水設備等の設置、生活家電製品の故障による買い換えなど、上記以外に必要なと認められる経費です。	50万円	3年
教育支援資金	教育支援費	・学校教育法に規定する高校・短大・大学・各種専門学校等に在学するために必要な経費です。 ・授業料、学校納入金、通学のため交通費、県外の学校等で一人暮らしを送る際の生活費等が対象となります。 ※大学院は対象外です。	高校 月額3.5万円 短大・高専・専門学校等 月額6.0万円 大学 月額6.5万円 ※特に必要と認められる場合、貸付上限の1.5倍まで貸付可能	20年
	就学支度費	・学校教育法に規定する高校・短大・大学・各種専門学校等に入学するために必要な支度経費です。 ・入学金及び諸手数料、制服・教材等の購入経費、県外の学校等で一人暮らしを送るための入居初期費用・家財等の購入費用等が対象となります。	50万円	20年

本制度は **貸付制度** です。給付制度ではありません。

- ・貸付制度であり、借り入れた貸付金については償還（ご返済）いただく必要があります。
- ・貸付によって現在の経済的な困りごとが解決でき、以降の生計維持および償還の見通しが立つ場合に貸付を行います。償還能力が見込まれない場合、貸付することはできません。

民生委員、社会福祉協議会等による相談支援を前提とした貸付制度です。

- ・本制度の目的は貸付そのものではなく、世帯の自立更生と安定した生活の維持を図ることです。
- ・貸付の相談から償還を完了するまで、安定した生活が維持できるよう相談支援を行います。相談支援はお住まいの地域の民生委員、及び社会福祉協議会職員が行います。また世帯状況等によっては、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業等による相談支援も併せて受けていただきます。
- ・相談支援を受けながら、自立更生に向けて取り組む意思がない方にはお貸しできません。

◎必要かつ適切な支援をしていくためには、世帯の生活状況やお困りの実情を正確にお話いただくことが大切です。本制度をご利用いただくには、世帯の皆様と民生委員、社会福祉協議会との間で信頼関係を持てることが前提となります。

個人ではなく「世帯の自立」を支援する制度です。

- ・世帯を支援するためには世帯全体の状況を把握させていただくことが必要です。
- ・世帯員の皆様の就労・就学・疾病、収入や家計の支出、負債の状況等をお聞きし、必要に応じて確認します。

世帯に負債（債務）がある場合は、ご事情をおうかがいした上で、当初の借入総額や現在の残額、月々の返済状況について、書類や通帳等により確認させていただきます。

- ・負債には、金融機関やカード会社等からの借入（リボ払いを含む）、自治体や公的機関からの借入、光熱水費や税金、健康保険料等の滞納、友人・知人・親族からの借入等を含みます。

貸付が支援になると判断される場合に対象とします。

- ・償還は世帯にとっての負担を伴います。過剰な貸付はその分償還額も多くなり、世帯の自立更生に向けて大きな負担となります。
- ・そのため、貸付を受けなければならいほどの必要性があり、かつ貸付を受ける以外の手段が無い場合に貸付の対象となります。給付制度の利用や分割払い等、貸付以外の方法がある場合には、そちらを優先していただきます。
- ・また償還負担の方が大きく、貸付が適切な支援にならないと判断された場合には貸付できません。

虚偽の申請や不正な手段により資金を借りた場合、または貸付金を利用目的以外に使用した場合は、貸付金を即時に一括返済していただきます。

審査の結果により貸付できない場合もあります。不承認となった場合、その理由は開示いたしません。

※ 生活保護受給中の世帯への貸付申請にあたっては、福祉事務所の了承が必要です。まずは、福祉事務所の担当ケースワーカーにご相談ください。